

■施設整備費補助見直し(案)

別紙②

【施設整備費補助金(現行)】

	施設整備費補助	設備整備費補助
補助要件 (変更箇所は下線)	①賃貸物件であること ②市内に所在する GH 住居(サテライト型住居を除く)であること ③定員の 3/4 以上が箕面市の援護実施者であること	
補助対象経費	・敷金、礼金、建て貸し方式による協力金 ・GH 住居用の建物の改修に要する費用	GH を開設する場合に必要とされる備品(2万円以上)の購入に要する費用 例) 共用の冷蔵庫、洗濯機等
補助基本額	定員数×25 万円 (定員数上限なし)	定員数×10 万円 (定員数上限なし)
補助率	10/10	10/10
補助額	最大 定員数×25 万円	最大 定員数×10 万円

●運用

- ・交付申請時(整備前)に入居者名簿の提出を求め、箕面市民 3/4 以上の要件を満たすか確認している。

【施設整備費補助金の見直しの方針】

- ・軽度者向け GH は整備が進んでいるが、重度者向け GH は少ない → **高齢化・重度化に対応するグループホーム(以下、「GH」)を整備促進する**

※重度障害者(区分4以上)が定員の8割超過の場合、消防法上スプリンクラー必置

- ・GH 施設整備費に係る国府補助金がある → **原則、国府補助金の活用が難しい部分を市補助対象とする**

○国補助金: 事前協議時期が2年前のため、賃貸物件での新規開設では活用困難(国府要望中)

○府補助金: 既存 GH に重度者を受け入れる際に必要な改修補助が対象(新規開設時の改修&既に入居中の利用者に係る改修は対象外)

※令和8年度から見直し後の施設整備費補助を開始予定

【施設整備費補助金(見直しの方向性)】

令和7年1月案からの変更点

別紙②

	新規開設 GH 分		既存 GH 分
	(A)スプリンクラー設置 GH 補助	(B)スプリンクラーなし GH 補助	入居中の利用者の重度化対応に要する改修費補助
補助要件 (変更箇所は下線)	①GH の指定事業者であること(1年以上のサービス提供実績があること) ②賃貸物件であること ③市内に所在する GH 住居(サテライト型住居を除く)であること ④定員の 3/4 以上が箕面市の援護実施者であること ⑤定員の 1/2 以上が箕面市が援護する重度障害者(区分4、区分5、区分6)であること		
	⑥スプリンクラーを設置すること	—	(1)箕面市援護の現 GH 入居者の障害支援区分が区分4以上に上がる見込であること (2)スプリンクラー設置の国補助金の事前協議を行い、協議結果が未採択であること
補助対象経費	(1)スプリンクラー等の消防設備に要する費用(スプリンクラー等整備費補助) (2)建物の改修、重度障害者のためのバリアフリー等改修工事(施設整備費補助)	建物の改修、重度障害者のためのバリアフリー等改修工事(施設整備費補助)	(1)重度障害者のためのバリアフリー等改修工事 (2)スプリンクラー等の消防設備に要する費用(スプリンクラー等整備費補助)
補助基本額	(1) 近隣実施市と同等程度で検討中	府補助金と同等程度で検討中 (定員に関わらず一定額)	府補助金と同等程度で検討中 (定員に関わらず一定額)
補助率	(2) 府補助金と同等程度で検討中 (定員に関わらず一定額)		
補助額			

※新規開設には移転を含む

※障推協において少人数GHの整備希望多数。市として少人数 GH を推進するため5人定員分を実質上限とする。

●新運用(案)

- ・障害福祉計画策定時の障害者市民アンケート結果を踏まえ、毎年2～3か所の重度者向け GH の整備を想定、当初予算で毎年予算措置を行う。
- ・補助内容等については整備状況やニーズ等を踏まえ、障害福祉計画策定等のタイミングで必要に応じて見直しをはかることとする。
- ・交付申請時には箕面市民 3/4 以上とする誓約書を求め、実績報告時(整備後)に名簿を提出させる。